○農林水産省告示第八百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県伊佐市大口原田字原田一〇七九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県霧島市福山町福地字穴堀池下二一四七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町下阿井一八四〇の六、一八四一の七

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市大東町清田八三四の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　兵庫県姫路市安富町瀬川字浦山五一六の七七、五一六の七九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百二十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 （略） ／ （略） 宮崎県 ／ 15,300 三　（略） 第四～第九　（略）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一・第二　（略） 第三　まいわし太平洋系群 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 都道府県 ／ 都道府県別漁獲可能量 （略） ／ （略） 宮崎県 ／ 9,300 三　（略） 第四～第九　（略）

○農林水産省告示第八百二十三号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和